

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

- 一 外国の国籍を有する日本国民（国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び日本の国籍の選択の宣言をした者を除く。）は、衆議院議員及び参議院議員の被選挙権を有しないものとする。

（第十一条の二第二項関係）

- 二 衆議院議員又は参議院議員の選挙における選挙公報の掲載事項として、外国の国籍の得喪の履歴（外国の国籍を有する者にあつては、国籍の選択をしなければならない期間内にある旨又は日本の国籍の選択の宣言をした旨を含む。）を明記すること。

（第百六十七条第一項及び第二項関係）

- 三 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。 （附則第一項関係）

- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。